

「相模原市地域防災計画の修正」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

相模原市地域防災計画は、平時からの災害等の被害を軽減するための対策とともに、自然災害や大規模災害等が起きた場合の体制及び対応を総合的に定めている計画です。

災害対策基本法等の改正や防災基本計画の修正、活動火山対策特別措置法に基づく富士山に係る火山災害警戒地域の指定等を踏まえた修正を行うに当たり、市民の皆様からのご意見を募集したものです。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月30日（木）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

危機管理課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（3件）
内 訳	直接持参	人（件）
	郵送	人（件）
	ファクス	1人（3件）
	電子メール	人（件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	盛土崩落等災害防止対策について	1		1		
②	避難所・避難場所対策について	1			1	
③	帰宅困難者対策について	1			1	
④	その他					
合 計		3		1	2	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

連番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 盛土崩落等災害防止対策について			
1	<p>採石場にあるリニア残土の巨大な盛土崩落の危険防止対策が全く不十分で、森林法、採石法、残土条例にも安全・安心の仕組みがない。熱海盛土崩落事故を踏まえ、市民の生命と財産を守るべく、リニア残土盛土の個別的規制対策をすぐに行うとともに、事業所への規制をしてほしい。</p> <p>横浜水道の水源への流入も、横浜市から厳重管理の要請が出されている。</p>	<p>本市においては、災害防止を目的とした採石法や土砂条例により、排水施設や斜面勾配等の技術的審査を行っています。ご意見のあった各事業についても、各法令の許認可を受け、施工しているところです。</p> <p>地域防災計画においては、災害防止措置が確認できなかった盛土に係る必要な調査や適切な災害防止措置のための指導の取組みを、新たに記載するものとしております。</p>	イ
② 避難所・避難場所対策について			
1	<p>橋本駅北口、南口の広域避難場所が旧相原高校撤退後、各小中学校等とされているが、帰宅困難者対策等、現実的対策が無い。2011.3.11の時の旧相原高校800名、旭小400名の帰宅困難者の受入等、南口に安全安心の緑防災市民広場を確保してほしい。</p>	<p>橋本駅周辺の広域避難場所として、県立橋本高校、旭小学校、橋本小学校、宮上小学校、旭中学校などを指定しており、約4万3千人が避難できる場所を確保しております。</p> <p>また、橋本駅前のまちづくりに関するご意見について、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
③ 帰宅困難者対策について			
1	<p>橋本駅における帰宅困難者対策として、「安全確保計画」を策定してほしい。</p>	<p>地域防災計画において、橋本駅をはじめとした市内の駅周辺の民間施設と協定を締結し一時滞在施設の確保を図るほか、鉄道事業者と連携し対策を行っております。</p> <p>「安全確保計画」の策定に関するご意見について、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ